水道における新型コロナウイルスに関する通知及び事務連絡一覧

〇いずれも厚生労働省ホームページに掲載。

 $\underline{\text{https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics/bukyoku/kenkou/suido/hourei/jimuren.jimuren.html}}$

〇次ページ以降の通知・事務連絡は別添資料を省略。

1	令和2年1月31日	新型コロナウイルス感染症に対する対応について
	(事務連絡)	
2	令和 2 年 2 月 17 日	新型コロナウイルスに感染症に対する対応について
	(事務連絡)	
3	令和 2 年 2 月 18 日	「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を踏ま
	(事務連絡)	えた対応について
4	令和 2 年 2 月 25 日	新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえたイベント開催の取扱
	(事務連絡)	い等について
5	令和 2 年 3 月 18 日	新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた水道料金に係る対応
	(水道課長通知)	について
6	令和 2 年 4 月 13 日	新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を受けた出勤者7割削減
	(事務連絡)	を実現するための在宅勤務等の推進について
7	令和 2 年 4 月 17 日	新型コロナウイルス感染症に係る雇用維持等に対する配慮に関す
	(事務連絡)	る要請並びに感染予防・健康管理の強化について
8	令和 2 年 5 月 14 日	「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた水道料金に係る対
	(水道課長通知)	応について」の留意事項について
9	令和2年5月15日	職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理の
	(事務連絡)	強化について
10	令和 2 年 5 月 19 日	新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた事業に対する財政支
	(水道課長通知)	援について
11)	令和 2 年 5 月 22 日	新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針を踏まえた職場
	(事務連絡)	への出勤等について
12	令和2年6月2日	新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための特定計量器
	(事務連絡)	検定検査規則の特例に関する省令等について(情報提供)
13	令和 2 年 8 月 17 日	職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理の
	(事務連絡)	強化について
14)	令和 2 年 11 月 30 日	職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防及び健康管
	(事務連絡)	理について

事 務 連 絡 令和2年1月31日

各厚生労働大臣認可

水道事業者

担当者 殿

水道用水供給事業者

各都道府県水道行政主管部(局) 担当者 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課

新型コロナウイルス感染症に対する対応について

水道行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力をいただき御礼申し上げます。 今般、中華人民共和国湖北省武漢市等において発生している新型コロナウイルス感染 症については、中国国内でのヒトからヒトへの感染が認められ、日本国内においても新 型コロナウイルスに関連した肺炎の患者の発生が確認されたところです。

つきましては、各水道事業者及び各水道用水供給事業者におかれては、国民生活や社会経済活動の基盤として必要不可欠な水道水を供給する主体として、水の供給に支障が生じることのないよう、職員をはじめとする作業従事者の感染予防対策等に努めていただきますようお願い致します。

新型コロナウイルスに関しては、現段階では不明な点も多いことや、日々状況が変化している現状を踏まえ、引き続き、以下のウェブサイト等で最新かつ正確な情報を把握するとともに、貴自治体における危機管理担当部局等の関係機関との情報共有を密にするようお願い致します。

各都道府県水道行政担当部(局)におかれましては、貴管下都道府県知事認可の水道 事業者等に対して、本件を周知いただきますようよろしくお願いします。

(参考)

○首相官邸(「新型コロナウイルス感染症に備えて」)

https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html

○厚生労働省(新型コロナウイルス等「感染症情報」)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/kekkakukansenshou/index.html

〇厚生労働省(「新型コロナウイルスに関するQ&A」)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa
_00001.html

(連絡先)

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課

担 当:鮫島、中川

電 話:03-3595-2368 (直通)

事 務 連 絡 令和2年2月17日

水道事業者

担当者 殿

水道用水供給事業者

各都道府県水道行政主管部(局) 担当者 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課

新型コロナウイルス感染症に対する対応について

水道行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力をいただき御礼申し上げます。 新型コロナウイルス感染症については、「新型コロナウイルス感染症に対する対応に ついて」(令和2年1月31日付け事務連絡)を発出し、各水道事業者等において、国民 生活や社会経済活動の基盤として必要不可欠な水道水を供給する主体として、水の供給 に支障が生じることのないよう、職員をはじめとする作業従事者の感染予防対策等に努 めていただくようお願いしてきたところです。

この度、新型コロナウイルス感染症に関する内閣官房及び厚生労働省のウェブサイトにおいて、「多くの方が集まるイベントや行事等に参加される場合も、お一人お一人が咳エチケットや頻繁な手洗いなどの実施を心がけていただくとともに、イベントや行事等を主催する側においても、会場の入り口にアルコール消毒液を設置するなど、可能な範囲での対応を検討いただけますようお願いいたします。」と掲載されました。つきましては、普及啓発関連行事等を主催される水道事業者等におかれましても、可能な範囲での対応を検討いただけますようお願いします。

また、各水道事業者等において新型コロナウイルス感染症対策について検討する際には、「水道事業者等における新型インフルエンザ対策ガイドライン(改訂版)」(平成21年2月厚生労働省健康局水道課)に準じた対策を取ることが有効と考えられますので、参考としてください。

新型コロナウイルスに関しては、現段階では不明な点も多いことや、日々状況が変化している現状を踏まえ、引き続き、以下のウェブサイト等で最新かつ正確な情報を把握するとともに、貴自治体における危機管理担当部局等の関係機関との情報共有を密にするようお願いします。

各都道府県水道行政担当部(局)におかれましては、貴管下都道府県知事認可の水道 事業者等に対して、本件を周知いただきますようよろしくお願いします。

(参考)

○首相官邸(「新型コロナウイルス感染症に備えて」)

https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html

〇厚生労働省 (新型コロナウイルス等「感染症情報」)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/kekkaku-kansenshou/index.html

○厚生労働省(水道事業者等における新型インフルエンザ対策の推進について) https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/hourei/jimuren/h21/210223-1.html

(連絡先)

厚生労働省医薬·生活衛生局水道課

担 当:鮫島、中川

電 話:03-3595-2368 (直通)

事 務 連 絡 令和2年2月18日

| | | 各厚生労働大臣認可 水道事業者

担当者 殿

水道用水供給事業者

各都道府県水道行政主管部(局) 担当者 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課

「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえた 対応について

水道行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力をいただき御礼申し上げます。 政府の新型コロナウイルス感染症対策本部の新型コロナウイルス感染症対策専門家 会議において、別添のとおり「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」 が取りまとめられ、昨日公表されたところです。

貴水道事業者等におかれましては、職員及びその家族等による適切な相談及び受診がなされるよう、周知等のご対応をお願いいたします。

各都道府県水道行政担当部(局)におかれましては、貴管下都道府県知事認可の水道 事業者等に対して、本件を周知いただきますようよろしくお願いします。

く参考>

- 新型コロナウイルスを防ぐには https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000596861.pdf
- ・新型コロナウイルスに関する帰国者・接触者相談センター
 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/covid19-kikokusyasessyokusya.html

(連絡先)

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課

担 当:鮫島、中川

電 話:03-3595-2368 (直通)

事 務 連 絡 令和2年2月25日

水道事業者

各厚生労働大臣認可

担当者 殿

水道用水供給事業者

各都道府県水道行政主管部(局) 担当者 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課

新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえたイベント開催の取扱い等について

水道行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力をいただき御礼申し上げます。 新型コロナウイルス感染症については、1月15日に初めての国内発生事例が確認されて以降、国内の感染者(チャーター便帰国者とクルーズ船の乗員・乗客を除く。2月24日時点)は120名を超え、さらには感染経路が特定出来ない可能性のある症例が複数認められる状況です。

こうした中、先般の新型コロナウイルス感染症対策本部(令和2年2月18日)における総理からの指示を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議(同年2月19日)で議論を行い、同年2月20日の記者会見において、厚生労働大臣からイベントの開催の取扱い等についての考え方を、別紙のとおり示しました。

つきましては、内容を御了知の上、各種イベント開催に当たって検討の参考としてい ただきますようお願いします。

また、都道府県水道行政担当部(局)におかれましては、都道府県認可の水道事業者及び水道用水供給事業者への情報提供をお願い申し上げます。

(連絡先)

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課

担 当:鮫島、中川

電 話:03-3595-2368(直通)

薬生水発 0318 第 1 号 令和 2 年 3 月 18 日

各都道府県水道行政主管部(局)長 各厚生労働大臣認可水道事業者 殿

> 厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長 (公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた水道料金に係る対応について

水道行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力をいただき、御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、人や物の動きが停滞し、事業活動を縮小せざるを得ない事業者、離職や収入の減少等により生活に不安を感じておられる方々の存在が懸念されています。

令和2年3月18日に開催された「新型コロナウイルス感染症対策本部」において、「生活不安に対応するための緊急措置」が決定され、「新型コロナウイルス感染症の影響により、電気料金等の公共料金(上水道・下水道、NHK、電気、ガス及び固定電話・携帯電話の使用料)の支払が困難な事情がある者に対しては、その置かれた状況に配慮し、支払の猶予等、迅速かつ柔軟に対応するよう要請する。」こととされたところです。

一方、各水道事業者におかれましては、「生活困窮者自立支援制度担当部局との連絡・連携体制の構築等について」(平成31年3月29日付け薬生水発0329第1号。厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長通知)等に基づき、生活困窮者に対して料金未払いによる機械的な給水停止を回避する等の柔軟な対応をしていただいているものと認識しております。

つきましては、各水道事業者におかれましては、新型コロナウイルス感染症の 影響を踏まえた生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金・総合支援資金の特 例貸付の貸付対象者をはじめ、一時的に水道料金の支払に困難を来している者を 対象として、上記貸付対象者であることの確認や必要に応じて戸別訪問等を実施 することにより、その置かれた状況に配慮した支払い猶予等の対応や料金未払い による機械的な給水停止の回避等、柔軟な措置の実施を検討いただきますようお 願いいたします。

各都道府県におかれましては、貴管下の都道府県知事認可の水道事業者に対して、本件を周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規 定による技術的な助言であることを申し添えます。

事 務 連 絡 令和2年4月13日

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を受けた出勤者7割削減を実現するための在宅勤務等の推進について

令和2年4月7日付で、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定に基づき緊急事態宣言が発出されたことを受けて、宣言の区域内では、既に多くの企業に自宅勤務などを実施していただいております。

しかし、第 28 回新型コロナウイルス感染症対策本部における、「この緊急事態を 1 ヶ月で終えるためには、最低 7 割、極力 8 割の、人と人との接触削減を何としても実現しなければなりません。そのためには、もう一段の、国民の皆様のご協力をいただくことが不可欠」との総理大臣の発言を踏まえ、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より、「出勤者 7 割削減を実現するための要請について」(別添参照)が発出されました。

水道事業者及び水道用水供給事業者(以下「水道事業者等」という。)におかれましては、「事業の継続が求められる事業者」であるため、「三つの密」を避けるための取組みなど十分な感染防止策を講じつつ、業務を継続することを優先した上で、①オフィスでの仕事は、原則として、自宅で行えるようにすること、②やむを得ず出勤が必要な場合も、出勤者を最低7割は減らすこと、③やむを得ず出勤する者も時差出勤や社内での人の距離を十分にとるなど、最大限のご協力を改めてお願いいたします。

また、委託業者などの関係者に対しても、必要に応じて、出勤者の数を減ら すなどの上記の取り組みを説明し、理解・協力を求めつつ、また、委託業者な どに出勤や対面での打ち合わせを求めないよう、お願いいたします。

各都道府県水道行政担当部(局)におかれましても、上記取組をお願いいた しますとともに、貴管下都道府県知事認可の水道事業者等に対して、本件を周 知いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、本件に関しましては、後日、取組み状況や実績について照会させていただく予定となっておりますので、その旨、申し添えます。

【参考】

- ◎ (別添) 『出勤者7割削減を実現するための要請について』
- ◎ 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和2年4月11日変更) https://corona.go.jp/

本件問い合わせ先 厚生労働省医薬・生活衛生局水道課 鮫島、遠藤

電話:03-3595-2368 (直通)

事 務 連 絡 令和2年4月17日

各都道府県水道行政主管部(局) 長 殿 水 道 事 業 者 人民 本道 事 業 者 人民 本道 市 業 者 人民 大道 市 大臣認可 大道用水供給事業者

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課

新型コロナウイルス感染症に係る雇用維持等に対する配慮に関する要請 並びに感染予防・健康管理の強化について

水道行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力をいただき御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、人や物の動きが停滞し、事業活動を縮いせざるを得ない事業者が生じており、経済全般にわたって甚大な影響をもたらしているところです。

こうした状況を踏まえ、「新型コロナウイルス感染症にかかる雇用維持等に対する配慮に関する要請について」(別添 1 参照)にて、厚生労働大臣、総務大臣、法務大臣、文部科学大臣の4 大臣により、一般社団法人日本水道工業団体連合会、公益財団法人給水工事技術振興財団、公益財団法人水道技術研究センター、公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会、公益社団法人日本水道協会、全国簡易水道協議会、全国管工事業協同組合連合会(以下「水道関係団体」)に対して、雇用維持等に対する配慮に関する要請がされたところです。

また、「緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業で働く方々等の感染予防、健康管理の強化について」(別添2参照)にて、厚生労働省労働基準局より、 水道関係団体に対して、職場における感染予防、健康管理の強化に向けての対策 について要請されたところです。

水道事業者及び水道用水供給事業者(以下「水道事業者等」という。)におかれましても、新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐため、有期契約労働者、パートタイム労働者及び派遣労働者の方々を含め、有給の特別休暇制度を設けるなど労働者が休みやすい環境の整備、テレワークや時差通勤の積極的な活用の促進、職員の感染の予防にむけた取組等をおこなっていただきますようお願いいたします。その際、妊娠中の女性労働者や、高齢者、基礎疾患(糖尿病、心不全、呼吸器疾患など)を有する方々に十分な配慮をしていただくようお願いいたします。また、小学校等が臨時休業となる場合等もありますので、子どもの世話が必要な

労働者が休みやすい環境の整備など、別添1の要請の趣旨を踏まえた雇用維持等 に対する配慮に努めていただきますようお願いいたします。

また、労務管理の基本的姿勢、職場における感染予防対策の徹底、風邪症状を 呈する労働者への対応、新型コロナウイルス感染症の陽性者が発生した場合の対 応及び正しい情報の収集等、別添2を参考として、職場における感染予防、健康 管理の強化に努めていただきますようお願いいたします。

各都道府県水道行政担当部(局)におかれましても、上記取組をお願いいたしますとともに、貴管下都道府県知事認可の水道事業者等に対して、本件を周知いただきますようよろしくお願いいたします。

【参考】

- ◎ (別添1)『新型コロナウイルス感染症にかかる雇用維持等に対する配慮に関する要請について』
- ◎ (別添2) 『緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業で働く方々等の感染予防、健康管理の強化について』

本件問い合わせ先 厚生労働省医薬・生活衛生局水道課 鮫島、遠藤

電話:03-3595-2368 (直通)

薬生水発 0514 第 1 号 令和 2 年 5 月 14 日

各都道府県水道行政主管部(局)長 各厚生労働大臣認可水道事業者 殿

> 厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長 (公 印 省 略)

「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた水道料金に係る対応について」 の留意事項について

水道行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力をいただき、御礼申し上げます。

「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた水道料金に係る対応について」 (令和2年3月18日付け薬生水発0318第1号厚生労働省医薬・生活衛生局水 道課長通知)において、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、一時的に水 道料金の支払に困難を来している者を対象として、支払を猶予する等の柔軟な措 置の実施を検討いただきますようお願いしたところです。

4月7日の新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言以後の影響を踏まえ、各 水道事業者におかれましては、貴事業における支払い猶予等の制度について周知 の徹底を再度お願いするとともに、特に給水停止にあたっては、利用者の状況を 踏まえたより丁寧で慎重な対応をお願いいたします。

また、同通知においては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付の貸付対象者を例示しておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に伴い、この場合に限定せず、一時的に水道料金の支払に困難を来している者を広く対象とするなど、更なる柔軟な対応を取るようよろしくお願いいたします。

各都道府県におかれましては、貴管下の都道府県知事認可の水道事業者に対して、本件を周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規 定による技術的な助言であることを申し添えます。

事 務 連 絡 令和2年5月15日

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課

職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理の強化について

水道行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力をいただき御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止につきましては、「新型コロナウイルス 感染症に係る雇用維持等に対する配慮に関する要請並びに感染予防・健康管理の 強化について」(令和2年4月17日付け事務連絡)にて、職場における感染予 防、健康管理の強化に努めていただきますようお願いしたところです。

その後、5月4日に「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「基本的対処方針」という。)について緊急事態宣言を延長する等の改正が行われ、「事業者及び関係団体は(中略)業種や施設の種別ごとにガイドラインを作成するなど、自主的な感染防止のための取組を進めること」とされました。さらに、5月14日に基本的対処方針が改正され、緊急事態措置を実施すべき区域を北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府及び兵庫県とするとともに、緊急事態措置を実施すべきでない区域についても基本的な感染防止策の徹底等を継続する必要がある等の変更がなされました。

こうした状況にかんがみ、厚生労働省労働基準局より「職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理の強化について」(別添参照)にて、 水道関係団体等の各団体に対し、労働者の感染予防対策等について改めて周知するよう要請したところです。

ついては、水道事業者及び水道用水供給事業者(以下、「水道事業者等」という。)におかれましても、労務管理の基本的姿勢、職場における感染防止の進め方、風邪症状を呈する労働者等への対応、新型コロナウイルス感染症の陽性者が発生した場合の対応及び正しい情報の収集等について、別添を参考として、職場における感染予防、健康管理の強化に努めていただきますようお願いいたします。

また、各都道府県水道行政担当部(局)におかれましては、上記取組をお願いいたしますとともに、貴管下都道府県知事認可の水道事業者等に対して、本件を 周知いただきますようよろしくお願いいたします。

【別添】

◎ 『職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理の強化について』(令和2年5月14日)

【参考】

◎ 『新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針』(令和2年3月28日、令和2年5月14日変更)

https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_h_0514.pdf

本件問い合わせ先 厚生労働省医薬・生活衛生局水道課 鮫島、遠藤(爵)

電話:03-3595-2368 (直通)

薬生水発 0519 第 1 号 令和 2 年 5 月 19 日

各都道府県水道行政主管部(局)長 各厚生労働大臣認可水道事業者 殿

> 厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長 (公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた事業に対する財政支援について

水道行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力をいただき、御礼申し上げます。

水道料金については、「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた水道料金に係る対応について」(令和2年3月18日付け薬生水発0318第1号厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長通知)及び「「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた水道料金に係る対応について」の留意事項について」(令和2年5月14日付け薬生水発0514第1号厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長通知)において、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、一時的に水道料金の支払に困難を来している者を対象として、支払を猶予する等の柔軟な措置の実施を検討いただくようお願いしたところです。

一方、これまで実施した支払猶予等の実施状況に関する調査の結果等から、一部の水道事業者において、新型コロナウイルス感染症への対応として水道料金の減免措置が講じられているところです。

令和2年度補正予算に計上された「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」(以下、「臨時交付金」という。)においては、新型コロナウイルス感染症への対応として効果的な対策であり、地域の実情に応じて必要な事業であれば、原則として、地方公共団体が徴収する水道料金はじめ公共料金の減免について、一般会計から公営企業会計への繰出に対して臨時交付金の対象とする旨、内閣府地方創生推進室から示されました。

各都道府県におかれましては、貴管下の都道府県知事認可の水道事業者に対して、本件を周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規 定による技術的な助言であることを申し添えます。 (参考)

- ○新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/rinjikoufukin/index.html
- ○新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金Q&A (令和2年5月15日追加版)

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/rinjikoufukin/pdf/20200515_qa.pdf

- ○新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた水道料金に係る対応について (令和2年3月18日付け薬生水発0318第1号厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長通知) https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000609897.pdf
- ○「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた水道料金に係る対応について」 の留意事項について

(令和2年5月14日付け薬生水発0514第1号厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長通知) https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000630900.pdf

以上

事 務 連 絡 令和2年5月22日

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針を踏まえた 職場への出勤等について

水道行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力をいただき御礼申し 上げます。

水道事業者及び水道用水供給事業者(以下「水道事業者等」という。)におかれましては、「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を受けた出勤者7割削減を実現するための在宅勤務等の推進について」(令和2年4月13日付け事務連絡)において、事業の継続が求められる事業者として十分な感染防止策を講じつつ業務を継続することを優先した上で、出勤者の7割削減等のご対応をお願いしていたところです。

今般、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において、緊急事態宣言の対象区域に属する都道府県(以下「特定都道府県」という。)の変更、及び、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の修正が行われたことを受け、水道事業者等におかれましては、下記の取組を行っていただくようお願いいたします。

各都道府県水道行政担当部(局)におかれましても、下記取組をお願いいたしますとともに、貴管下都道府県知事認可の水道事業者等に対して、本件を周知いただきますようよろしくお願いいたします。

記

1. 特定都道府県における水道事業者等につきましては、引き続き、「出勤者数の7割削減」を目指し、接触機会の低減に向けた在宅勤務(テレワーク)やローテーション勤務等の強力な推進をお願いいたします。職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組の強力

な推進や、職場における感染防止のための取組や「三つの密」を避ける行動の徹底をお願いいたします。

2. 特定都道府県ではない都道府県における水道事業者等につきましては、持続的な対策が必要になると見込まれることを踏まえ、引き続き、在宅勤務 (テレワーク)を推進するとともに、職場に出勤する場合でも、人との接触を低減する取組の推進、職場における感染防止のための取組や「三つの密」を避ける行動の徹底をお願いいたします。

以上

【参考】

◎ 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和2年5月21日変更)

本件問い合わせ先 厚生労働省医薬・生活衛生局水道課 鮫島、遠藤(爵)

電話:03-3595-2368 (直通)

事 務 連 絡 令和2年6月2日

厚生労働大臣認可水道事業者 担当者 殿 都道府県水道行政主管部(局) 担当者 殿

厚生労働省 医薬・生活衛生局水道課

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための特定計量器検定検査規則の 特例に関する省令等について(情報提供)

水道行政の推進については、平素よりご尽力及びご協力を賜り厚く御礼申し上げます。 水道メーターについては、別紙「水道メーターの適切な使用について」(平成 20 年9月 19日付け厚生労働省健康局水道課事務連絡)において、計量法(平成4年法律第51号)に 基づく規制と適切な使用をお願いしているところです。

今般、新型コロナウイルス感染症の影響により計量法に基づく計量器の交換等の一部の措置が困難となっているケース等が生じていることを踏まえ、経済産業省が「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための特定計量器検定検査規則の特例に関する省令」(以下「特例省令」という。)を定め、令和2年6月1日に施行されましたのでお知らせいたします。この特例省令では、令和2年4月から同年7月までに検定証印等及び装置検査証印の有効期間が満了となる水道メーターについては、その効力が当該年月から6ヶ月間延長されることが規定されています。

各都道府県水道行政担当部局におかれましては、貴管下の都道府県知事認可の水道事業 者への周知を併せてお願いいたします。

以上

<参考>

【省令】新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための特定計量器検定検査規則の 特例に関する省令(経済産業五二)

https://kanpou.npb.go.jp/20200529/20200529t00072/20200529t000720002f.html

【告示】新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための特定計量器検定検査規則の特例に関する省令の規定に基づく経済産業大臣が定める期間を定める件(経済産業一二一)https://kanpou.npb.go.jp/20200529/20200529t00072/20200529t000720003f.html

【本件問い合わせ先】

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課給水装置係 電話 03(5253)1111 (内線4034)

事 務 連 絡 令和2年8月17日

各都道府県水道行政主管部(局) 殿 水道事業者 各厚生労働大臣認可 水道用水供給事業者

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課

職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理の強化について

水道行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力をいただき御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止につきましては、「職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理の強化について」(令和2年5月15日付け事務連絡)にて、職場における感染予防、健康管理の強化に努めていただくようお願いしたところです。

直近の新型コロナウイルス感染症の新規感染者数は全国的に増加傾向にあり、一部地域では感染拡大のスピードが増しています。このため、新型コロナウイルス感染症対策分科会において、新規感染者数を減少させるための迅速な対応として、事業者に対しては、①集団感染の早期封じ込め、②基本的な感染予防の徹底が提案されたところです。

こうした状況を踏まえ、「職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理の強化について」(別添参照)にて、厚生労働省労働基準局から水道関係を含めた各労使団体に対し、労働者の感染予防対策等について改めて周知するよう要請したところです。

ついては、水道事業者及び水道用水供給事業者(以下、「水道事業者等」という。)におかれましても、労務管理の基本的姿勢、職場における感染予防対策の徹底、配慮が必要な労働者等への対応、新型コロナウイルス感染症の陽性者が発生した場合の対応及び正しい情報の収集等について、別添を参考として、職場における感染予防、健康管理の徹底に努めていただきますよう改めてお願いいたします。

また、各都道府県水道行政担当部(局)におかれましては、上記取組をお願いいたしますとともに、貴管下都道府県知事認可の水道事業者等に対して、本件を周知いただきますようよろしくお願いいたします。

【別添】

◎ 『職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理の強化について』(令和2年8月7日)

本件問い合わせ先 厚生労働省医薬・生活衛生局水道課 鮫島、遠藤(爵)

電話:03-3595-2368 (直通)

事 務 連 絡 令和2年11月30日

各都道府県水道行政主管部(局) 殿 水道事業者 各厚生労働大臣認可 水道用水供給事業者

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課

職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防及び健康管理について

水道行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力をいただき御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止につきましては、「職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理の強化について」(令和2年8月17日付け事務連絡)にて、職場における感染予防、健康管理の強化に努めていただくようお願いしたところです。

直近の新型コロナウイルス感染症の新規感染者数は過去最多の水準となっており、地域によってはすでに急速な感染拡大が見られており、このままの状況が続けば医療提供体制と公衆衛生体制に重大な影響を生じるおそれがあります。職場における感染状況については、新型コロナウイルス感染症対策分科会が11月9日に取りまとめた緊急提言において、「業種別ガイドラインの策定が現場でも進んできたが、引き続き、クラスターが発生している」旨の指摘がなされ、一層の対策強化として、「店舗や職場などでの感染防止策の確実な実践」が求められています。

こうした状況を踏まえ、「職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防及び健康管理について」(別添参照)にて、厚生労働省労働基準局から水道関係を含めた各労使団体に対し、労働者の感染予防対策等について改めて周知するよう要請したところです。

ついては、水道事業者及び水道用水供給事業者(以下、「水道事業者等」という。)におかれましても、労務管理の基本的姿勢、職場における感染予防対策の徹底、配慮が必要な労働者等への対応、新型コロナウイルス感染症の陽性者等が発生した場合の対応及び正しい情報の収集等について、別添を参考として、職場における感染予防、健康管理の徹底に努めていただきますよう改めてお願いいたします。

また、各都道府県水道行政担当部(局)におかれましては、上記取組をお願い

いたしますとともに、貴管下都道府県知事認可の水道事業者等に対して、本件を 周知いただきますようよろしくお願いいたします。

【別添】

◎ 『職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防及び健康管理について』(令和2年11月27日)

本件問い合わせ先 厚生労働省医薬・生活衛生局水道課 鮫島、遠藤(爵)

電話:03-3595-2368 (直通)